

## 国立教育政策研究所紀要編集要項

平成13年6月14日

国立教育政策研究所長決定

改正 平成15年6月23日

### (総則)

第1条 国立教育政策研究所紀要（以下、「紀要」という。）は、国立教育政策研究所（以下、「研究所」という。）における研究の成果を公表することにより、我が国の教育研究の発展に寄与することを目的とする。

第2条 紀要の刊行は、毎年度1回を原則とする。

### (編集)

第3条 紀要の編集を行うため、以下の構成による紀要編集委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- (1) 委員会の委員長は次長とする。
- (2) 委員は委員長が指名する。
- (3) 委員の任期は2年間とし、1年ごとに委員の半数を改める。
- (4) 委員会は必要に応じて臨時委員を置くことができる。

第4条 委員会は、紀要の構成のほか、特集テーマ案の策定、原稿の審査をはじめ、紀要全体の統括を行う。

第5条 原稿執筆要領は、委員会が別に定める。

### (原稿の種類及び内容)

第6条 原稿の種類及び内容は次のとおりとし、いずれも未発表であることを原則とする。

- (1) 論文：オリジナルな研究成果をまとめたもの。
- (2) 研究ノート：研究方法、教材開発、教育実践などを比較的短くまとめたもの。
- (3) 資料：調査結果や研究報告をまとめたもの。
- (4) 研究展望：教育研究分野の成果をまとめ、研究を展望したもの。
- (5) 解説：教育研究分野の動向を解説したもの。

第7条 特集テーマによる紀要を刊行できるものとする。ただし、特集テーマ原稿の種類は前条の分類によらない場合も可とする。

### (原稿の投稿資格等)

第8条 紀要に原稿を投稿できる者は、下記のとおりとする。

- (1) 研究所の所員
- (2) 研究所の評議員、名誉所員、旧所員
- (3) 客員研究員、共同研究員、研究協力者
- (4) 研究所の共同研究における研究分担者
- (5) 委員会から原稿執筆依頼を受けた者

(6) その他委員会が適当と認めた者

第9条 投稿する原稿は、第6条各号につき一人一点を原則とし、その内容は一つ原稿ごとに完結されたものとし、連載は認めない。

(原稿の審査及び掲載等)

第10条 審査は、紀要の原稿のすべてを対象とする。

第11条 原稿の審査は委員会が担当し、個々の原稿について、原則としてそれぞれ2名以上の審査者が行う。

(1) 審査する者は、委員会の議を経て委員長が委嘱する。

(2) 委員会は必要に応じ、審査する者に研究所外の研究者を含めることができる。

第12条 原稿の紀要への掲載、その他については、委員会の議を経て委員長が決定する。

第13条 掲載が決定された原稿について、内容の一部を修正することが望ましいと委員会が判断した場合には、委員長がその旨を執筆者に要請する。

(その他)

第14条 研究所内外の研究者等の利用に供するため、紀要に掲載された論文等を研究所のホームページに掲載する。

第15条 提出された原稿は、原則として返却しない。

第16条 原稿料の支払い及び掲載料の徴収はしない。

第17条 紀要の配布先は、委員会が別に定める。

第18条 委員会の庶務は、教育研究情報センターにおいて行う。

第19条 その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 本要項は、平成13年1月6日から適用する。

2 第2条の規定にかかわらず、本要項の施行時に指名された委員の半数の任期は平成13年3月31日までとし、残りの半数の任期は平成14年3月31日までとする。

附 則

本要項は、平成15年6月23日から適用する。